

地域ケア会議について

1. 背景

- 地域ケア会議は、介護保険法の改正において、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援ネットワーク構築のための有効なツールとして、取り組みを進めることとされた。
- 介護保険法の地域支援事業（包括的支援事業）として、位置づけられた。

2. 地域ケア会議とは

- 地域ケア会議とは、市町村や地域包括支援センターが開催する、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、5つの機能を果たすもの。
<5つの機能>
 - ・個別課題解決
(自立支援に資する事例や、支援困難事例等に関する相談、助言など)
 - ・ネットワーク構築
(自立支援に資するケアマネジメント普及と関係者の共通認識など)
 - ・地域課題発見機能（サービス資源に関する課題など）
 - ・地域づくり、資源開発（関係機関の役割分担や社会資源の調整など）
 - ・政策形成（介護保険計事業計画等への位置づけなど）
- 既存会議の活用も想定されている。
- 会議の設置形態は、個別ケースの検討を行う地域包括支援センター単位の会議と、圏域ごとの会議、市町村レベルの会議など、複数の会議を地域ケア会議として開催することも想定されている。

3. 本市の現状・課題

(1) 地域ケア会議の5つの機能を担う会議

地域ケア会議の5つの機能を担う会議は、本市では既に、地域包括支援センターの個別事例会議や、統括支援センターの包括ケア会議、市の高齢者支援と介護の質の向上推進会議で開催されている。

詳細は、別紙1のとおり。

(2) 地域ケア会議の5つの機能に関する課題

既存の会議で5つの機能を十分に果たすために、いくつかの課題がある。

詳細は、別紙2のとおり。

<地域ケア会議の5つの機能に関する課題>

- 個別課題解決機能において、支援困難事例については検討に上げられているが、自立支援に資するケアマネジメントについての視点が弱い。
- ネットワーク構築機能において、専門多職種協働の観点による構成員になっていないものがある。

4. 拡大版包括ケア会議モデル事業

(1) モデル事業の概要

平成24年度、国が示す地域ケア会議の役割を十分果たすために、統括支援センターが既存の包括ケア会議の構成員を拡大して会議を開催し、事例検討を行った。

(2) 実施方法

- ・厚生労働省「地域ケア多職種協働推進等事業」での実施。
- ・門司区、小倉北区、八幡東区の統括支援センターが、構成員を3回招集し（1回/月：10月～12月）、18事例（1区6事例）を検討した。

<構成員>

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士、ケアマネジャー、介護事業者職員、介護施設職員、民生委員、社会福祉協議会職員、弁護士、区役所職員、地域包括支援センター職員、統括支援センター職員

(3) まとめ（包括、統括職員や構成員による意見）

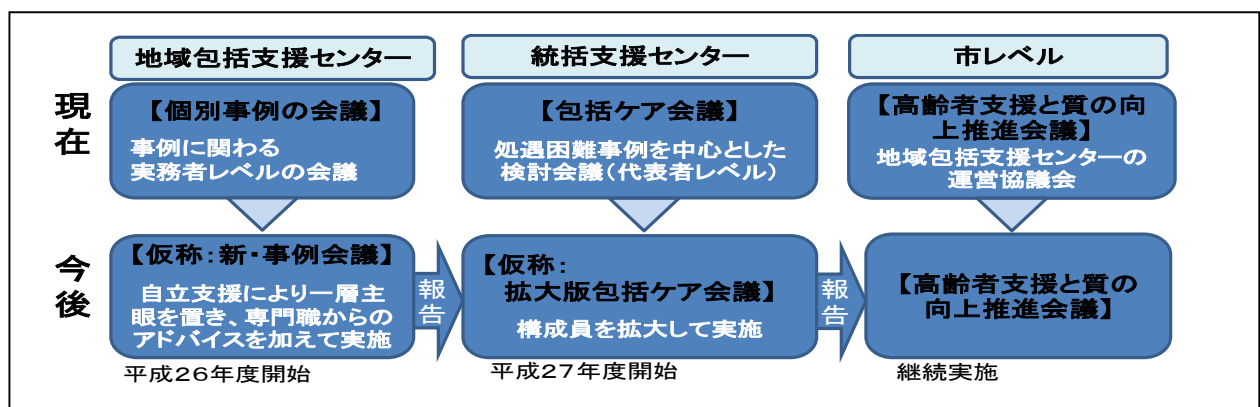
- ・精神科医師や作業療法士、理学療法士から有効なアドバイスを得ることができた。
- ・迅速に検討する必要がある場合、定期開催でない会議が必要。
- ・専門多職種が一同に会するのは困難。
- ・事例から様々な実態や課題が把握できる。

5. 地域ケア会議の実施について（案）

(1) 方向性

- 本市の地域ケア会議は、既存の地域包括支援センターの個別事例会議と、統括支援センターの包括ケア会議、市の高齢者支援と介護の質の向上推進会議とする。
- 会議においては、自立支援に資するケアマネジメントの事例についても、検討する。
- 専門多職種からアドバイスを受け、また、ネットワーク構築など、専門多職種協働の観点をもって、構成員を構成する。

(2) 具体的内容



地域ケア会議の5つの機能を果たしている現状・課題

地域ケア会議が果たす5つの機能	地域包括支援センターが開催している個別事例の会議	統括支援センターが開催している包括ケア会議	市が開催している高齢者支援と介護の質の向上推進会議
個別課題解決	<p><現状> ○地域包括支援センターやケアマネジャー等が関与する中で、支援困難事例があった場合、随時、事例に関わっている支援者や、支援方法を検討することに必要な区役所の所管部署職員や弁護士、作業療法士、理学療法士など、専門多職種の意見を確認している。 ○課題発見につながる個別事例のケアマネジメントにおいては、地域包括支援センターやケアマネジャーが、国の提示している給付や介護予防計画表、基本チェックリストを活用している。</p> <p><課題> ●支援困難事例は検討に上げられているが、自立支援に資するケアマネジメントの視点が弱い。</p>	<p><現状> ○地域包括支援センターやケアマネジャー等が関与する中で、支援困難であった事例について、定例（1回／2月）で、専門多職種や民生委員等からの助言・指導を受けている。</p> <p><課題> ●支援困難事例は検討に上げられているが、自立支援に資するケアマネジメントの視点が弱い。</p>	—
ネットワーク構築	<p><現状> ○会議の構成員は、個別事例に合わせて招集され、事例に関わっている支援者や、支援方法を検討することに必要な区役所の所管部署職員や弁護士、作業療法士、理学療法士など、専門多職種や民生委員等で構成されている。</p>	<p><現状> ○会議の構成員は、区別に固定され、専門職や社会福祉専門多職種や社会福祉協議会や民生委員等の地域住民で構成されている。</p> <p><課題> ●区によっては、専門多職種としての観点での構成員となっていない。</p>	<p><現状> ○会議の構成員は、専門多職種の団体や地域団体など、保健・医療・福祉・地域の広域で構成されている。</p>
地域課題発見	<p><現状> ○複数の事例を通じて発生している課題などを、地域包括支援センターや統括支援センター職員間で共有し、地域課題を発見している。</p>		—
地域づくり・資源開発	<p><現状> ○個別の事例の課題について、支援関係者と共有し、地域づくりや資源開発につなげている。</p>	<p><現状> ○複数の事例を通じて発見できた地域課題を、ケアマネ研修会や保健・医療・福祉・地域の連携推進会議等で題材として盛り込み、地域づくりや資源開発につなげている。</p>	—
政策形成	—		<p><現状> ○高齢者支援計画等の協議の場で、地域包括支援センターや統括支援センターが発見した地域課題や地域づくり、資源開発での現状や課題を盛り込んだ内容を提示し政策形成につなげている。</p>

既存の会議の開催状況(本市における地域ケア会議の開催状況)

実施主体	地域包括支援センター	統括支援センター	市
会議の名称	個別事例会議	包括ケア会議	高齢者支援と介護の質の向上推進会議
目的	○利用者の個別課題解決 ○ケアマネジメント支援を通じた利用者の個別課題の解決	○地域包括支援センターが行う個別支援の専門的・技術的支援	○北九州市高齢者支援計画の策定・推進にあたり、有識者や市民で構成する推進会議を開催し、構成員相互の意見や情報の交換を通して幅広く意見を聴き、高齢者の支援と介護の質の向上を図る。
構成員	事例に合わせ、当事者及び事例に関係する行政職員を召集している。 ○地域包括支援センター職員 ○統括支援センター職員 ○行政職員(保護課CW、保健福祉関係部署職員) ○ケアマネジャー、介護サービス事業者 ○保健医療関係者 など	○統括支援センター ○行政職員(保健福祉課相談担当課長、高齢者・障害者相談係) ○医師、看護師等保健医療関係者 ○ケアマネジャー、介護サービス事業者 ○弁護士 ○民生委員 ○社会福祉協議会 ○警察 など	北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱第3条に基づき、次の各号に掲げるものの中から保健福祉局長が専任 ○介護サービス及び介護予防サービスの利用者 ○介護サービス及び介護予防サービスの被保険者 ○介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等 ○地域における保健・医療・福祉関係者 ○学識経験者 ○その他(保健福祉局長が適当と認めた者)
内容	○支援困難事例について対応方法や支援方法等の意見交換を行い、検討し、各々の果たす役割の整理と情報の共有を行っている。	○支援困難事例の対応方法について、多職種による専門的・技術的な意見交換を行い、適正な支援方法を検討している。 ○虐待等措置が必要な事例への対応に関する事前・事後の意見交換や支援のあり方の検討 (養護老人ホームの入所措置判定)	○高齢者の活躍推進、社会資源、地域活動に関すること ○介護予防に関すること ○認知症対策に関すること ○権利擁護に関すること ○地域包括ケアに関すること ○在宅生活の支援に関すること ○地域包括の運営協議会に関すること ○介護保険に関すること ○地域密着型サービス運営委員会に関すること ○その他市民や事業者の参画など高齢者施策の推進に関する必要事項について意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの
開催頻度	不定期(随時、必要に応じて)	2カ月に1回	不定期(議題に応じて)
地域ケア会議として果たしている機能	○個別課題解決機能 ○ネットワーク構築機能 ○地域課題発見・把握機能 ○地域づくり・資源開発機能	○個別課題解決機能 ○ネットワーク構築機能 ○地域課題発見・把握機能 ○地域づくり・資源開発機能	○ネットワーク構築機能 ○政策形成機能